

川崎市市民ミュージアム資料等評価懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市市民ミュージアム資料等評価懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、川崎市市民ミュージアムにおいて資料及び作品（以下「資料等」という。）の適正かつ公正な収集等を図るため、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 収集を予定する資料等の真贋の鑑定に関すること。
- (2) 収集を予定する資料等の購入価格の評価に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(懇談会の開催)

第3条 懇談会は、必要に応じて開催することとする。

(委員)

第4条 懇談会の委員は、専門的知識等を有する者2名以上をもって構成し、就任を依頼する。ただし、川崎市市民ミュージアム資料等収集懇談会委員と併任することはできない。

2 委員の任期は、就任の日から前条に規定する懇談会の終了までの期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、川崎市市民ミュージアムにおいて処理する。

附 則

この要綱は、令和5年1月19日から施行する。